

函館市液化石油ガスの保安の確保及び取引の
適正化に関する法律事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号。以下「法」という。）第94条の2の規定に基づき、函館市が処理することができるものとされた事務の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）に対し、その業務または経理の状況に関し報告をさせること。
- (2) 法第83条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、液化石油ガス器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること。
- (3) 法第83条の2第1項の規定により、液化石油ガス器具等の所有者または占有者に対し、これを提出すべきことを命じること。

(報告の徴収)

第3条 市長は、前条第1号の規定により、販売事業者から報告を徴収することができる。

2 報告をさせることができる事項は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年2月7日政令第14号。以下「令」という。）第10条第6項の規定により、その販売に係る液化石油ガス器具等の種類、数量、保管または販売の場所、購入先および主たる販売先に関する事項その他当該液化石油ガス器具の販売の業務に関する事項とする。

3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものと

する。

- 4 報告の徴収を行った場合は、令第13条第8項の規定により、遅滞なく、知事を経由して経済産業大臣に報告するものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2号に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、法第83条第8項の規定により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号。以下「規則」という。）様式第61による身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、毎年度当初に、立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検査を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。

- 3 検査員は、立入検査に際し立入検査証を携行し、関係者に提示しなければならない。

- 4 立入検査すべき対象は、販売事業者が販売または販売の目的で陳列している液化石油ガス器具等、帳簿、書類その他の物件とする。

- 5 立入検査は、法第48条に規定する表示に係る確認を基本とし、次の各号に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 表示を付していない液化石油ガス器具等の販売または陳列の有無。
- (2) 液化石油ガス器具等に付されている表示の不適合の有無。
- (3) 必要に応じて法令の概要等を配付するなど、法の趣旨を把握させること。

- 6 立入検査の結果、法第48条に規定する表示に係る不適合液化石油ガス器具等の販売または陳列が確認された場合、技術基準上の表示に係る不適合液化石油ガス器具等またはその他の違反液化石油ガス器具等であることを知りながら販売または陳列を行っていたことが確認された場合には、次の1号から5号までを実施するものとする。また、技術基準上の表示に係る不適合液化石油ガス器具等またはその他の違反液化石油ガス器具等であることを知らずに販売または陳列を行って

いたことが確認された場合には、次の1号、3号および5号を実施するものとする。

- (1) 販売停止指導 直ちに当該液化石油ガス器具等の販売または陳列を停止させること。
 - (2) 再発防止指導 今後そのような液化石油ガス器具等を販売し、または陳列してはならない旨を指導すること。
 - (3) 質問 販売事業者に質問を行い、違反液化石油ガス器具等の販売または陳列に至った経緯、当該液化石油ガス器具等の製造事業者および販売経路等をできる限り確認すること。
 - (4) 立入検査結果通知書の発行等 様式1の立入検査結果通知書を、販売事業者立会のうえ、その場で記入発行し、後日、様式2の改善報告書の提出を受けること。
 - (5) 報告書の提出 規則第142条第6項の規定により、立入検査終了後直ちに、規則様式第70による立入検査実施報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。
- 7 立入検査を実施した場合、販売事業者ごとに様式3の立入検査実施調書を作成し、保存するものとする。
- 8 立入検査実施結果については、令第13条第8項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の6月30日までに、規則様式第69による立入検査実施状況報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

(液化石油ガス器具等の提出命令)

- 第5条 市長は、前条の規定による立入検査を実施した場合において、検査員にその所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があったときは、その所有者または占有者に対し、当該液化石油ガス器具等の提出を命ずることができる。
- 2 市長は、液化石油ガス器具等の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者または占有者に補償しなければならない。
 - 3 液化石油ガス器具等の提出を命じた場合には、令第13条第8項の規定により、遅滞なく、知事を経由して経済産業大臣に報告するもの

とする。

(実施細則)

第6条 この要領に定めるもののほか，法に係る事務の実施に必要な事項は，市長が定めることができる。

附 則

- 1 この要領は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領は，平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要領は，令和4年4月1日から施行する。